

# 課税最低限の水準に関する考察

加藤 一郎・白井 浩一

## The Consideration about the Level of the Tax Threshold

Ichiro KATO・Koichi SHIRAI

### はじめに

本稿は、白井浩一の修士論文「わが国所得税制における人的控除等の一考察」(2003年度提出)の課税最低限に関する部分を再構成したものである。政府税制調査会をはじめとして、わが国の課税最低限は国際的に見て高い水準にある、また、課税水準が高いため本来担税力を持つ納税者から所得税が取られていないなどという見解が広まっている。

このいわば常識化した見解がどのような背景の下ででてきたのかを検討するために、まず政府税制調査会の所得税改革の議論がどのような方向性を持っているかを見、ついでその中で課税最低限がどのように位置づけられているかを検討した。その上で、憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という条項と課税最低限の関係に対する関係、またこの条項を具体化した生活保護法の保護基準との関係に対する判例上の見解や研究者の諸見解を紹介するとともに、国際比較を行った。

この結果、政府税制調査会の見解には納得できる点も多々あるが、しかし問題点もある。少なくとも、現行の課税最低限の水準は生活保護基準と比較しても、また国際比較でも高いとはいえないというのが白井の結論である。

本稿は、白井の指導教員である加藤一郎がこの「はじめに」を執筆し、第1章以降を、加藤の指導の下で白井が執筆した。

### 税制調査会の所得税改革の方向性

平成15年10月6日、内閣総理大臣小泉純一郎は、税制調査会会長に「諮問」した。その内容は、平成14年6月に公表された「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(以下、「基本方針」)および平成15年6月に公表された「少子・高齢社会における税制のあり方」(以下、「中期答申」)に示さ

れた基本的考え方を踏まえて、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める、というものであった。

この「基本方針」、「中期答申」の考えは、短期的な視点ではなく中長期の時間軸の中でわが国税制のあり方を検討するものであり、所得税改革の方向を考える際のベースを提供しているものと考えられるため、まずはこの税制調査会の考えについて検討する。

#### (1) いわゆる「空洞化」現象への対処

「基本方針」では、現状認識として「空洞化」の状況、つまり、累次の減税の結果、主要国との比較において税負担水準が極めて低く、基幹税としての本来の機能（財源調達や所得再分配などの機能）を喪失しかねない状況にあるとしている。こうした「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能を回復するための具体的な方策として、「広く公平に負担を分かち合う」という基本的考え方のもと、個人所得課税における諸控除の見直し（具体的には、家族に関する控除、高齢者に関する控除、給与・退職金に関する控除、政策的措置としての控除、を挙げている。）等<sup>1</sup>を提唱している（税制調査会〔2002 - A〕5～10ページ）。

さて、税制調査会は、「空洞化」を示すものとして、就業者総数に占める非納税者の割合や、課税最低限の高さを指摘している。課税最低限について税制調査会は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税者と非納税者を分かちメルクマールとなるだけでなく、全ての納税者の課税所得金額を左右するものとし、課税最低限を構成する諸控除のあり方の見直しは、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、きわめて重要な課題である、との指摘をする（同上、5ページ）。

この点、本稿では、基幹税であるべき所得税制度における「空洞化」現象に関しては、まず、国民所得に対する所得税の負担は3.8%という数値であり、また、国税・地方税を含めた個人所得課税の国民所得に対する負担で見ると6.1%となっており、イギリスで14.4%、ドイツで13.0%、アメリカで15.2%、付加価値税のウェイトの高いフランスでも11.2%と、先進諸国の半分程度以下という現状からして肯ける現象であると考えている（税制調査会〔2003 - C〕15ページ）。しかし、その「空洞化」現象について、課税最低限の水準の高さに関して言及する税制調査会の見解に関して、次のような意見がある。

税制調査会の「答申に盛り込まれていない主な意見」では、「『空洞化』と言われるが、課税最低限は、夫婦子2人以外の世帯形態も視野に入れて議論する必要があるほか、課税最低限の水準が引き上げられてきたことだけが、就業者数に占める非納税者の割合が高まってきた理由とは言えず、これらを踏まえて慎重な議論・説明が必要ではないか。」という意見がある（税制調査会〔2002 - E〕1ページ）。この意見は、就業者数に占める非納税者割合が高まっているのは、課税最低限の水準のみならず、他の理由もあるはずだとの考えだと思われ、所得税制度における課税ベースの脱

漏を示唆していると考えられる。

また、税制調査会のいわゆる「空洞化」論に関して、田中治は次のように言っている。すなわち、問題なのは就業者数に占める非納税者の割合の大小ではなく、諸控除の存在理由とその合理性なのであり、諸控除の中には拡大されるべきものもあれば、縮小、廃止されるべきものもあるであろう。非納税者の発生の割合は、制度の仕組みの結果と言うべきであり、あらかじめ数値目標として設定すべきではない<sup>2</sup>。また、全ての個人が例外なく税を負担する状況をもって、達成すべき目標とするのであれば、たとえば、所得がなくとも全ての人が所得税を払うという非現実的状況を想定することになる。また「空洞化」論は、基本的に資産性所得の空洞化現象<sup>3</sup>について沈黙していることを指摘し、「空洞化」論をただちに課税最低限の水準との関係で結びつける税制調査会の主張に疑問を呈している（田中治〔2002〕59ページ）。

## （2）少子・高齢社会への対処

次に、「基本方針」は「空洞化」現象のほかに、次のような現状認識・課題を示している。つまり、「少子・高齢化などの経済社会の構造変化の中で、税負担に歪みが生じている面があればこれを是正するとともに、根強い『不公平感』にも対処していかなければならない。」というものである（税制調査会〔2002 - A〕5ページ）。この点に関して税制調査会は、平成15年1月、小泉総理からさらに検討するよう指示を受けた（税制調査会〔2003 - A〕iページ）。

その指示を受け、税制調査会は、平成15年6月「少子・高齢社会における税制のあり方」、いわゆる「中期答申」を公表した。この「中期答申」で強調されているのは以下の2点である。すなわち、少子・高齢社会において、社会保障と財政の持続可能性を確保するため、将来的には個人所得税負担率の増加を容認すべきだという点、少子・高齢社会において、税制の歪みや不公平を是正し、老若男女関係なく、働く意欲と能力のある者の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築すべきだという点、である。つまり、所得課税の負担構造としては、同世代間、あるいは同所得水準間における水平的公平性、現役世代に負担が偏らないような世代間の公平を含む垂直的公平性を確保し、さらに就労に関しての中立性を確保する、ことなどの負担構造の主張である（同上、3～5ページ）。

たしかに、所得課税の水平的・垂直的公平性ならびに就労に対する中立性は、所得課税の改革を考える際の重要なテーマであり、また、わが国の所得税制度の「空洞化」の現状では、将来的には所得税の負担率増加もやむをえないことであろう。しかし注意すべきは、所得税の負担率の増加は最低生活費にまで課税が及ばないか、という点である。

さて、先の2点に関し藤田晴は、 に対しては、将来的な負担増を容認すべきだという見解に異論はないが、国民が容認できると考える将来の所得税負担率は、将来の社会保険料負担率や消費税率に依存するのであるから、社会保険料も含めた将来の国民の負担構造についてははっきりしたイメージを提示することが望ましいとする。さらに、大多数の納税者が最低税率のみに分布している

税率構造について、税制調査会が財源調達機能や所得再分配機能の発揮という観点から、最低税率ブラケットの幅を縮小すべきだと示唆している点について、税率が一本のフラット・タックスであっても、定額の控除と組み合わせることにより、中低所得層の範囲内における税負担率は累進的にすることができ、高所得層における累進度が弱まることを懸念するのであれば、高所得層向けの割増税率を加えた修正フラット・タックスを採用すればよい、との見解を示す。また、<sup>3)</sup>に対しては、基本的に妥当な考え方であるが、ただ、きわめて複雑な控除制度の見直し、配偶者特別控除以外はほとんど手がつけられていない現状においては、より一層の包括的かつ理論的な検討が望ましかったとの見解を示している（藤田晴〔2003〕45ページ）。

### （3）税制調査会の示す改革の方向

このように税制調査会は、「広く公平に負担を分かち合う」との理念のもとで、「空洞化」への対処として、高水準の課税最低限を引き下げることなどによる所得税負担率の増加はやむをえないことであるとするとともに、男女共同参画社会の進展、雇用慣行の変化、少子・高齢社会の進展といった構造変化に対して老若男女を問わず、働く意思と能力のあるものが積極的に活躍できるよう、税制として歪みや不公平感のないように公平性、中立性を確保する、という改革の基本方向を示した。

この基本方向の視点に立ち、「基本方針」、「中期答申」は、人的控除制度の改革の観点として「簡素化・集約化」を掲げている。この点は課税最低限の問題と関連するため、以下で「基本方針」、「中期答申」における人的控除制度の改革を次の5つに要約する（税制調査会〔2002 - A〕6～7ページ、〔2003 - A〕4～7ページ）。

婚姻、育児、高齢等の個々人の事情を斟酌しうることは、所得税の重要な長所であるが、社会保障等の生活関連のインフラ整備の進展、個々人の生活様式の多様化をうけ、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除といった人的控除にまとめて措置する。

人的控除のあり方は、従来から主に標準世帯（片稼ぎ夫婦2人世帯）の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う側面が強かった。そのため人的控除の割増・加算措置が追加され、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなってきている。しかしながら、今後は世帯構成の多様化も踏まえて個人を中心とした考えを重視する<sup>4)</sup>。

働く意思と能力のある者が積極的に活躍できるよう、就労について中立的にする。

配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育てはどのような世帯でも生じる一方、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当ではない。

扶養に関しては、少子・高齢社会の子育ての重要性を考え、児童など真に社会として支えるべきものに対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除ではなく税額控除とすることも検討課題とする。この点に関しては、社会保障制度や諸外国との事

例等も踏まえて検討を深める必要がある。

このように、税制調査会は基本的な方向性として、人的控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素・集約する考えである。この基本的な方向性については妥当と考えられる。問題はその先である。この点について、「基本方針」では、基礎控除、配偶者控除、扶養控除からなる人的控除の更なる見直しについて論点を明確にするため、以下の3つの代替的な案をたたき台として提示し、論点を明確化している。

（考え方1 - 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方2 - 配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養するものについて扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

（考え方3 - 配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける）

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能になる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる（税制調査会〔2002 - A〕8ページ）。

このように、税制調査会は、わが国所得税制の「空洞化」現象、及び少子・高齢社会の進展する現状において、課税最低限を構成する諸控除の在り方についての基本的な方向性を示すが、そもそも税制調査会の課税最低限に関してのとらえ方はどのようなものであるのか、次章で検討しよう。

### 税制調査会の課税最低限に関する見解について

税制調査会による課税最低限の説明は次のようになっている。

「納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超える」と課税が始まる給与収入の水準を示す指標」であり、具体的には、「様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、給与所得控除、基礎的な人的控除（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除の各控除を言います。）社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限となります。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となります。」としている（税制調査会〔2000〕88ページ）。

税制調査会としては、課税最低限を、給与所得者について、控除のうち一般的に適用されるもの、給与所得控除や社会保険料控除を一般的に適用される控除として課税最低限の構成要素としている点、が特徴である。そして、課税最低限の水準に関しては、各種控除の数似にわたる拡充によって引き上げられており、主要先進諸外国に比して高い水準となっている。税を財源とする公的サービスの便益は国民が広く多様な分野で享受しており、その負担は国民が皆で広く分かち合うことが基本である。そこで、課税最低限の水準があまり高いことは望ましくないと考えている（同上、89～90ページ）。

また、その水準の検討に関しては次のように言っている。「生活水準が国際的に低かったときには生計費の観点重視されていたが、国民の所得水準の上昇、保有資産の増加などの経済社会の構造変化から、生計費の観点のみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性など踏まえて総合的に検討していく必要がある。」（同上、91ページ）。

しかし、課税最低限の説明、およびその水準に関して、必ずしも税制調査会の主張する通りの理解があるわけではない。

例えば、課税最低限は、給与所得者のみに限定して考えてよいのか。所得計算において必要経費が当然に控除されるべきものである以上、給与所得控除の概算経費部分を課税最低限に含めることは問題ではないか。課税最低限は、最低生活費保障の観点から人的控除に限定して理解すべきではないか。仮に人的控除の総額として課税最低限を理解するとしても、個人単位課税を徹底するならば、基礎控除を除く他の人的控除を考慮することは果たして適切なのか、などの指摘がある（田中治〔2002〕60ページ）。

税制調査会の上述の見解を文意どおり読めば、課税最低限を納税者の大半を占める給与所得者のみに限定しており、他の所得者に関しては言及していないように読める。税制調査会がなぜこのような表現を使用したのか不明であるが、おそらく課税最低限の説明を、納税者の大半を占める給与所得者の課税最低限をその手がかりにすることで、その説明を解りやすいように配慮したのではないかと考えられる。あるいは諸外国との比較をするうえでの指標とするため、などが考えられるのである。

次に、税制調査会は各種控除のうち一般性のあるものとして、基礎的な人的控除、給与所得控除、社会保険料控除を取り上げているが、これらは課税最低限の構成要素として適切なのだろうか。

この点に関し、佐々木潤子は、課税最低限の構成要素として適切であるかどうかの視点として2つ挙げている。すなわち、第1に、全納税者への適用可能性という一般性を有するか、第2に、最低生活費分の控除であるか、という視点である。この視点に沿って基礎的的人的控除に関して考えると、基礎的的人的控除は厳格な適用要件を有する控除もあるが、それは重複の回避を目的として規定されているのであり、納税者本人として、あるいは納税者の配偶者・被扶養者として原則的に1人1つ認められるため一般性を有しており、また、基礎的的人的控除は生存に不可欠な最低限の支出に相当する担税力のない所得を課税から除外するための基本的な制度であるといえるため、課税最低限の構成要素として適切であるとする（佐々木潤子〔1997 - B〕231～232ページ）。

しかし上記の視点で考えると、給与所得控除については給与所得者以外に適用されないため一般性を欠くことに加え、概算経費控除、勤労性所得の相対的担税力の低さ、他の所得との捕捉率格差の是正、源泉徴収による早期納税分の利息、の4つを加味して採用された制度とされている点から<sup>5</sup>、給与所得控除の全額を課税最低限に含めて最低生活費控除と認識することは不合理であると考えられ<sup>6</sup>、また社会保険料控除も、最低生活費の算定の際に、社会保険料負担が考慮されていない限り最低生活費控除とは性格を異にするということになる<sup>7</sup>（佐々木潤子〔1997 - A〕47ページ）。

また、林宏昭によれば、課税最低限が設定されるのは、生活に最低限必要な金額については課税対象としないというものであり、その金額は担税力とみなさないことと同義のはずであるとし、理論的には課税最低限を構成するのは基礎的的人的控除だけであり、所得金額がいくら大きくても、ある一定の水準までの所得を課税ベースから除外する。そしてその場合には扶養人員等の世帯状況が加味されているというのが望ましいとしており（林宏昭〔1996〕162～163ページ）、給与所得控除や社会保険料控除は給与収入の金額に応じてその額が変わるため、それを課税最低限に含めていると非常に解りにくくなってしまふとの指摘をしている（林宏昭〔2000〕87ページ）。

さらに、蜂屋勝弘によると、給与所得控除は、給与所得者のみに認められる控除であるため、例えば事業所得者の非課税所得との整合性が保てない点、加えて、その目的は納税者の生活費を控除するものではないことを勘案して、給与所得控除と最低生活費との比較は合理的ではないとし、さらに、社会保険料控除は、年金や健康保険への拠出金であるため、日常的な最低限の生活を営むのに必要な費用との関連性は明確でないとし、社会保険料控除と最低生活費との比較には無理があるとしており、課税最低限を最低生活費非課税との関連で見た場合には、両控除を課税最低限の構成要素とするには無理があるとの見解を示している（蜂屋勝弘〔2001〕43～44ページ）。

このような指摘を受け、本稿では以下の点を検討したい。

課税最低限と最低生活費との関係。

現在の課税最低限の水準は諸外国の水準から比較して本当に高いのか。

## 課税最低限に関する諸見解

### (1) 課税最低限と最低生活費との関係

課税最低限と最低生活費との関係について、一方では、両者はなんら係りがないとの見解がある。

金子宏は、「わが国では、かねて、所得金額のうちそこまでは所得税が課されない金額を意味する観念として、課税最低限という言葉が用いられてきた。」「しかし、この観念は、納税者の支払う社会保険料やサラリーマンの給与所得控除をも含む観念であり、最低生活費とは異なる観念であるから、最低生活費の保証額と混同してはならない。」と述べており、給与所得控除や社会保険料控除を含む税制調査会の課税最低限の観念は最低生活費の保証額と混同してはならないとしている(金子宏〔2003〕7ページ)。

また、吉村典久は、課税最低限は、最低生活費非課税の原則などの法原則とはなんら係りがなく、ある納税義務者について適用される所得税法上の概算控除の合計額という単なる技術的な概念であるとの見解を示している(吉村典久〔1991〕244ページ)。

他方、次のような見解もあるのである。

つまり、佐々木潤子は、課税最低限の意義を、控除により所得税の課せられない一定の所得とし、その存在意義を、最低生計費に対する課税の回避としている(佐々木潤子〔1997 - A〕36ページ)。

藤岡純一も課税最低限は、主として、最低生活費非課税の原則から導き出されるとの見解を示している(藤岡純一〔1994〕29ページ)。

課税最低限と最低生活費との関係は切り離して考えるべきなのかどうか、まず最低生活費とはどういうものなのか検討し、両者の関係を考えるべきであろう。

### (2) 判例と学説上の見解

憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、すなわち生存権の法的性格、あるいは健康で文化的な最低限度の生活にかかる費用、つまり最低生活費とはどういうものなのか、検討する。

生存権には、国民各自が自らの手で健康で文化的な最低限度の生活を維持する自由を有し、国家はそれを阻害してはならないという自由権的側面と、国家に対してそのような営みの実現を求める社会権的側面とがある。憲法学者の間での憲法25条の論議の中心は後者の法的性格であり、様々な考え方が存在する<sup>8</sup>(野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利〔2001〕458ページ)。

しかし、生存権の法的性格について、課税最低限との関係についていえば、憲法25条の積極的な人権である社会権的側面の法的性格を論ずる必要はなく、自由権的側面の機能に関する議論の方が重要であるとの見解がある。



すなわち、北野弘久によると、国家が、税法によって人々の健康にして文化的な最低生活をおびやかす程度の低い課税最低限を規定することは、ほかならぬ公権力自体が作動的に生存的自由をおびやかすことを意味し、このことは理論的に、まさしく自由権的機能に関することであり、もし現行税法の課税最低限が憲法25条の意図する最低生活費を下回ることによって、人々の生存的自由を侵害する場合には、課税最低限に関する現行法の諸規定は違憲無効になるとの見解を示している（北野弘久〔1988〕119ページ）。

この見解は、いわゆる総評サラリーマン税金訴訟における、第1審判決（東京地裁昭和55年3月26日判決）が、憲法25条について、18、19世紀における自由権的基本権から一步を進めた国家の積極的関与による生存的基本権を保障した点に重要な意義を有するものとしたうえで、同時に国家は国民自らの手による健康で文化的な最低限度の生活を維持することを阻害してはならないのであって、これを阻害する立法、処分等は憲法に違反し無効といわねばならない、と判示し、憲法25条の自由権的側面の法的効力を肯定したと一致する<sup>9</sup>（倉持孝司〔2000〕297ページ）。

このことから、現行税法の課税最低限は、憲法25条の意図する最低生活費を下回ってはならないことになる。

次に、何をもちて健康で文化的な最低限度の生活であるかを認定判断するかについてであるが、総評サラリーマン訴訟における最高裁判所の判示（最高裁平成元年2月7日第三小法廷判決）では、立法府の合目的的な裁量判断に委ねられるとしている。つまり、健康で文化的な最低限度の生活なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であり、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等の相関関係において判断決定されるべきものであることから、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択的決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるとしているのである（同上、296～297ページ。佐々木潤子〔1997 - A〕44ページ）。

この点につき、北野弘久は、課税最低限のあり方は、一見立法裁量論の問題であるように見えるが、しかしそれは一見して論定し得ないというだけであり、この問題は一般に考えられているほどには困難な問題ではないとし、憲法25条の最低生活費は、具体的には生活経済学等の学問によって容易に計量化できるとし<sup>10</sup>、このように計量化した最低生活費の法的意味は、現在のわが国の状況にふさわしい健康で文化的な生活にかかる費用であり、さらに、納税者本人および扶養家族の将来の生活保障のためのそれなりの貯蓄支出分をも考慮して計算されるべきとするものであり、これを下回る課税最低限は違憲であるとの見解を示している（北野弘久〔1988〕119～122ページ）。

しかし、将来の生活保障のための貯蓄支出分も考慮すると、課税最低限を定めるに当たっての立法府の裁量を完全に否定することはできないことになる。よって、立法府の裁量をどのような違憲審査基準で審査するかは、憲法25条のいう健康で文化的な最低限度の生活というものを、人間としての最低限度の生活の保障部分と、より快適な生活の保障部分とに区別する<sup>11</sup>。そして前者

を最低生活費とすれば、課税最低限が人間としての最低生活費を下回っているか否かは特定の時点において客観的に決定しようとの見解がある（倉持孝司〔2000〕297ページ）。そしてその基準は、議会の立法によって決まった生活保護法によるとみなす。

生活保護法は、1条において、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定し、さらに同法3条において、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と規定している。そして、その保護の種類としては、同法11条において、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、の8つを挙げている。

この生活保護基準と課税最低限に関しては以下のような見解がある<sup>12</sup>。

第1は、課税最低限が生活保護法上の生活扶助基準を下回っても生活保護法等のすべての施策を通じて総合的に最低限度の生活が保障されていれば違憲とはならない、とする見解である。しかし学説の大勢はこの見解に批判的であるとのことである。第2に、国が一方で徴税により健康で文化的な最低限度の生活を侵害し、他方で生活保護により支給を行うのは矛盾であり、行政費用の点からしても無駄に等しく、生活保護の基準額を下回る課税最低限は違憲であるとする見解である。この見解は、最低生活費の指標として生活保護基準の中の生活扶助基準だけをを用いるものと、教育扶助・住宅扶助など生活保護法が定める各種扶助の基準を総合した生活保護基準を用いるものに分けられる<sup>13</sup>（三木義一〔1994〕38～39ページ、佐々木潤子〔1997 - A〕46ページ）。

このように、課税最低限と最低生活費との関係に関する議論は様々なされてきてはいるが、両者の水準に関してのみいえば、それは前者が後者を下回ってはならないということができると思う<sup>14</sup>。

次に、課税最低限の水準に関して諸外国と比較するとどうなのか。課税最低限を国際比較などで用いられる水準として使用する場合には、標準的な世帯を勘案し、納税者の大半を占める給与所得者についてのみ考え、給与所得者に対して一般的に適用される給与所得控除、社会保険料控除を課税最低限にふくめて比較する。なぜなら、アメリカやフランスなど他の先進諸国は、必要経費の概算控除が認められており、給与所得者の課税最低限という場合、これらを含めているのが一般的であるためである（林宏昭〔1996〕162～163ページ）。なお、国際比較の際には各国の人的控除等のあり方や経費の概算控除や社会保険料控除等の仕組みがわが国と異なっているため、画一的な比較は困難であり、課税単位等、各国所得税制の仕組みの相違や、一般にわが国では課税最低限の構成要素とされていない税額控除等も含めて検討する必要があるとの指摘がある（岩田陽子〔2002〕71ページ）。

## 課税最低限の国際比較

すでに述べたとおり、税制調査会の見解は、わが国の個人所得課税の課税最低限は各種控除の累次にわたる拡充によって引き上げられており、主要先進外国に比して高い水準となっているとしている（税制調査会〔2000〕89ページ）。

ここで「表」において、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの5ヵ国による、給与所得者の課税最低限を比較する。

「表」の前提についてであるが、諸外国は平成15年1月現在の税法に基づいており、邦貨への換算レートは、平成14年6月から11月の間における実勢相場の平均値である、「1ドル=121円」、「1ポンド=186円」、「1ユーロ=119円」を用いている。一人当たり国民所得は、日本は平成13年度分、諸外国は平成12年分である。また、日本及びフランスは社会保険料控除を適用した場合の課税最低限であり、アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められず、またドイツについては、社会保険料控除を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の課税最低限である。日本については、夫婦2人の場合は子1人が特定扶養親族に該当するものとして計算し、アメリカについては、夫婦1人の場合はその子供を、夫婦2人の場合はうち1人を17歳未満として計算する。イギリスについては、夫婦1人の場合、夫婦2人の場合とも、すべての子を1歳以上として計算した。また、1999年10月に導入された就労世帯税額控除は、社会保障制度の枠内にあるものとして考慮していない。日本の欄のカッコ内の数値は、配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止した場合の数値である（財務省財務総合政策研究所編〔2003〕47ページ）。

（表）所得税課税最低限の国際比較（給与所得者）

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
独身者	1,144千円	7,800ドル	4,615ポンド	10,367ユーロ	14,070ユーロ
	(1,144千円)	943千円	858千円	1,233千円	1,674千円
夫婦者	2,200千円	14,050ドル	4,615ポンド	19,475ユーロ	21,355ユーロ
	(1,566千円)	1,700千円	858千円	2,317千円	2,541千円
夫婦子1人	2,833千円	23,100ドル	8,066ポンド	28,691ユーロ	24,907ユーロ
	(2,200千円)	2,795千円	1,500千円	3,414千円	2,964千円
夫婦子2人	3,842千円	26,150ドル	8,066ポンド	35,495ユーロ	28,448ユーロ
	(3,250千円)	3,164千円	1,500千円	4,223千円	3,385千円
一人当たり国民所得		29,178ドル	11,949ポンド	18,236ユーロ	17,506ユーロ
	2,909千円	3,268千円	2,151千円	2,139千円	2,066千円

財務省財務総合政策研究所編〔2003〕47ページ

これを見ると、配偶者特別控除を考慮した場合における日本の課税最低限の水準は、全ての世

帯類型の下でアメリカ、イギリスの水準より高く、全ての世帯類型の下でドイツの水準よりも低く、夫婦子2人世帯以外の全ての世帯類型の下でフランスよりも低いことになる。

次に、配偶者特別控除（上乘せ部分）がない場合には、独身者の場合は変わらないが、それ以外の世帯類型では、イギリスの水準より高いが、ドイツ、フランス、アメリカの水準より低くなっている<sup>15</sup>。よって、この場合の日本の課税最低限の水準は、独身者を除き5カ国中4番目ということになる。

このように、日本の課税最低限の水準は、5カ国のうち中程度以下ということになり、国際的に見て高い水準とはいえない。

さらに、日本の課税最低限は、ほとんど全てのケースにおいてアメリカとイギリスの課税最低限より高い水準であったが<sup>16</sup>、アメリカにおいては勤労所得税額控除（EITC）<sup>17</sup>、イギリスにおいては就労世帯税額控除（WFTC）<sup>18</sup>という所得税制度と関連した所得補助制度を有している点を考慮すればどうなるのであろうか。

蜂屋勝弘は、EITCとWFTCを考慮すれば、アメリカ、イギリスにおける実質的な課税最低限は、わが国の課税最低限に近づくとしている。もっとも、EITCとWFTCは所得や資産による給付対象の選別が行われるため、中・高額所得者や中・高資産家には適用されない。したがって、中・高所得者や中・高資産家の課税最低限は低いままであるとしたうえで、アメリカ、イギリスの課税最低限が低いことの意義は、国民に広く税負担を求めることよりもむしろ、中・高所得者や中・高資産家の課税ベースを広げることであるとの見解を示している（蜂屋勝弘〔2001〕48～49ページ）。

## おわりに

税制調査会は、「広く公平に負担を分かち合う」との理念のもと、わが国所得税制における「空洞化」現象への対処として、高水準の課税最低限を構成する諸控除のあり方を検討することは極めて重要な課題とし、高水準の課税最低限を引き下げることなどによる所得税負担率の増加はやむをえないことであると主張する。また、所得税負担率増加に際しては、男女共同参画社会の進展、雇用慣行の変化、少子・高齢社会の進展といった構造変化を考慮し、老若男女を問わず、働く意思と能力のあるものが積極的に活躍できるよう、税制として歪みや不公平感のないように公平性、中立性を確保する、という改革の基本方向を示した。そして、わが国所得税制における人的控除制度の改革の観点としては、そのような基本方向をもとにして、「簡素化・集約化」を掲げたのであった。

本稿は、そのような税制調査会の見解について、特に課税最低限の水準に関して検討した。まず、課税最低限の水準と最低生活費の水準との関係であるが、前者は後者を下回ってはならないものである点を示した。すなわち、憲法25条の自由権的側面の法的効力を肯定するならば、現行税法の課税最低限は憲法25条の意図する最低生活費を下回ってはならず、最低生活費の水準として本稿では生活保護法上の生活保護基準に求め、さらに課税最低限の構成を人的控除に限った場合、課税最低

限の水準は生活保護基準による最低生活費の水準よりも低水準であるという先行研究を紹介した。

次に、国際比較における税制調査会の見解は、わが国の個人所得課税の課税最低限は、各種控除の累次にわたる拡充によって引き上げられており、主要先進諸外国に比して高い水準となっているとしているのであった。しかし、第4章においてアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比較したところ、日本の課税最低限の水準は5カ国のうち中程度以下ということになり、国際的に見て高い水準とはいえない結果となる。さらに日本の課税最低限は、ほとんど全てのケースにおいてアメリカとイギリスの課税最低限より高い水準であったわけであるが、アメリカのEITCやイギリスにおけるWFTCという所得税制度と関連した所得補助制度を考慮すれば、アメリカ、イギリスにおける実質的な課税最低限は、わが国の課税最低限に近づくとする見解を紹介した。

このように、日本の所得税制における課税最低限の水準は決して高い水準とはいえない。よって税制調査会が、課税最低限の水準が高いものと認識したうえで、「空洞化」現象への対処として、高水準の課税最低限を構成する諸控除のあり方を再検討し、高水準の課税最低限を引き下げることによる所得税負担率の増加を主張する論理が、少し矛盾を含んだものとなるという結果となった。

（かとう いちろう・本学経済学部教授 / しいら いちこう・高橋浩生税理士事務所勤務）

[注]

- 1 税制調査会は、今後の改革の方向として、諸控除の見直しのほか、税率構造や、現在も継続している「恒久的な減税」についての見直しについて言及している（税制調査会〔2002 - A〕6ページ）。
- 2 さらに田中治は、このような議論は、就業者のうち、税金を払っていないものが多い現状は許しがたい、という政策的含意が含まれているようであると指摘し、しかしながら、ごく一般論としては、基礎控除などの人的控除は、本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたないものであるし、給与所得控除も少なくともその概算経費控除部分は、所得計算上当然に控除されてしかるべきものであり、これがない場合には、所得なきところでの課税をもたらしこととなるとして、理由があって課税所得が減少し、あるいは非納税者となることはなんら不思議ではなく、むしろ、正当な理由なくこれを認めないことにその非があるというべきである、との指摘をしている（田中治〔2002〕59ページ）。
- 3 例えば、利子、配当その他の資産性所得については、分離課税などの税負担の軽減措置が設けられている（田中治〔2002〕59ページ）。また、金子宏は、所得税法は、「資産性所得重課＝勤労所得軽課」の考え方をとっているが、資産性所得および資産勤労結合所得は各種の租税特別措置によって優遇されている、としている（金子宏〔2002〕187ページ）。
- 4 税制調査会は、人的控除のあり方に関して、今までは世帯単位での課税最低限を念頭に考えていた側面が強かったが、これからは世帯ではなく個人を中心にした考え方を重視するとしている。このことは課税単位の問題と関係する。人的控除の改革の方向を探るためには課税単位に関しての問題を考える必要がある。田中治は、人的控除の行方をめぐる議論は基本的には課税単位にかかわるものであるとしている（田中治〔2002〕61ページ）。
- 5 給与所得控除はつまるところ、給与収入については、これを得るに必要な経費の算定が困難であることを理由として、「必要経費概算額相当額」分が、給与所得が他の所得と比較して把握される割合が相対的に高いことについてこれを調整することを理由として、他の所得との均衡を保つための「税負担軽減額相当額」分が、源泉徴収による所得税のいわゆる前納分に対する金利についてこれを調整するための「利子額相当額」分が、給与所得が、事業所得などのように、一種の資産所得的な要素、事業主本人の死亡によっても事業などが継続されるということがもたらす要素を持つものとは異なり、その意味において、他の所得に比較して担税力が乏しいことについてこれを調整することを理由として、「担税力補充額相当額」分が、それに含まれている（金子宏編著〔2001〕125～126ページ）。また、その

ような理解の問題点として以下のように述べている。

に対する批判

- ・事業主の死亡などにより、事業から受ける利益は事業主本人が受けるものではなく、事業の継続性の有無によって一概に担税力の高低を比較することは出来ない。
- ・後継者難など、事業の継続を一般的根拠とする説明に合理性はない。

に対する批判

- ・源泉徴収方式による所得税については、全てこのような「利子額相当額」の控除が認められていなければならない、また、申告納税方式による所得税に関しても、予定納税制度などにもこのような措置がなされるべきであるのに、それがなされていない。
- ・「税負担軽減額相当額」分は給与収入の、の「利子額相当額」分は給与所得の、多寡によって増減をするはずであるから、「給与所得控除額」のその部分がこのに応じて増減する結果、同じ給与所得者の間でさえも、負担の不公平を生じる。

に対する批判

- ・給与所得以外の所得は、給与所得よりは低い率でしか捕捉し得ないことが制度の前提とされてしまう。給与所得以外の所得については、その所得を完全に把握しないことが法律の趣旨に合致したものとなってしまふ。

などである。また、給与所得控除の内どれほどが、分なのか 分なのか 分なのか 分なのか、明らかでない、との問題も示している。

そして、その問題に対しては、「給与所得控除」に、の「税負担軽減額相当額」分と、の「利子額相当額」分と、の「担税力補充額相当額」分が含まれているとするには問題であり、所得金額の算定の基調に照らし、「必要経費概算額相当額」分によってのみ構成されるとし、その理由として以下の点を挙げている（同上、126～129ページ）。

1. 現行所得税法が、所得金額の算定を、「収入金額から必要経費を控除する」という考え方においている。
  2. 上述の問題があること。
  3. それぞれの割合がどの程度なのか明確ではない。
- 6 現行の所得税法に照らせば、所得税の課税最低限は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための費用を非課税とするものであるから、その構成要素は、「基礎控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」であるべき。そして、「給与所得控除」は、「必要経費概算額相当額」分、「税負担軽減額相当額」分、「利子額相当額」分、「担税力補充額相当額」分によって構成をされているものであるとされようと、「必要経費概算額相当額」分のみであるならなおさら、所得税の課税最低限の構成要素ではない（金子宏編著〔2001〕134ページ）。
- 7 社会保険料を一種の税とみるなど、その性質を理由とするにせよ、生活保護法による各種の扶助を総合した内容によって営まれる生活に必要な費用の額に連動した額を所得税の課税最低限とすべきであるとするにせよ、いずれにしても、「生活」を営むに必要な費用に組み込まないものとするれば、所得税の課税最低限の構成要素とはならない（金子宏編著〔2001〕134ページ）。
- 8 この権利の解釈については、3つの型の解釈学説が存在する。

1. 生存権プログラム説

憲法25条は、個々の国民に具体的な権利を保障したものではなく国が積極的な政治を行う場合の目標・指針を示したものである。よって、国は法的な義務を負わない、とする見解。その理由として、資本主義憲法の下においては、生存権を具体的に保障する経済的条件がないこと、国は国民に生存権を保障する場合、現実には国家財政（予算）の制約下にあり、自ずと限界がある、などが挙げられる。

2. 抽象的権利説（立法権利説）

生存権は法的な権利であり、国民は国に対して立法の要求（生存権の具体的な法律）をすることができ、国はその国民の立法要求に応えなくてはならない。よって、立法が存在しないときは、この権利が法的権利であっても、憲法25条を根拠に直接に具体的な請求をすることは不可能である。逆に立法がなされた場合には、この法律により付与された具体的な権利の保障を裁判で争うことが可能となる、とする見解。

### 3. 具体的権利説

憲法25条は、国民に具体的な請求権を保障したものと解する。国に生存権保障のための立法を要求できるとする点では、抽象的権利説と同じであるが、立法が存在する場合でもそれが不十分な場合は、その法律の違憲を主張しうるだけでなく、立法が存在しない場合には、立法部の不作為の違憲を主張しうる点に特徴がある、とする見解。

プログラム説に照応する判例としては、食糧管理法違反事件があり、憲法25条のリーディング・ケースとされている。その後の判決も、このリーディング・ケースを克服するものではなく、むしろ踏襲したものとなっている（上田勝美〔2000〕291ページ）。

- 9 本件の最高裁判所の判決は、この点についての判断を明示しなかった（倉持孝司〔2000〕297ページ）。
  - 10 過去の日本においても、マーケット・バスケット方式が採用されていた経緯がある。また、アメリカでは貧困水準という計量化の方式があり、これは毎年物価調整され公表されている（佐々木潤子〔1997 - B〕239ページ）。
  - 11 憲法25条1項の生存権の内容は、人間としてのぎりぎりの最低限度の生活の保障を求める権利と、より快適な生活の保障を求める権利の両方が含まれると解されている（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利〔2001〕463ページ）。
  - 12 三木義一や佐々木潤子は、このような立法裁量論に関する判例を受け、課税最低限と憲法25条の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」との関係についての学説上の見解を3つ紹介している（三木義一〔1994〕38～39ページ、佐々木潤子〔1997 - A〕46ページ）。
  - 13 三木義一は、第2の見解を支持している。その根拠として、ドイツ憲法裁判所1992年9月25日の違憲決定における判断をあげる。すなわち、「1992年決定」は課税最低限と生活扶助基準の一致の必要性を認め、生活扶助費を大幅に下回っていたドイツ所得税の課税最低限を違憲とする判断である（三木義一〔1994〕38～39ページ）。
  - 14 課税最低限の水準と最低生活費との比較に関しては、まず金子宏によると、夫婦2人の世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）の平成14年分の生活保護基準額は276万9,000円であり。これに対し、同一規模の世帯の基礎的な人的控除の合計額は、配偶者に所得がないと仮定した場合の配偶者特別控除を含めて、所得税については、190万円（38万×4+38万）であり、上述の生活保護基準額との間に、所得税の場合は約86万円の開きがある。したがって所得課税における最低生活費保証額は、生活保護基準に比較してかなり低いことになる、と指摘している（金子宏〔2003〕6～7ページ）。
- 次に、蜂屋勝弘は、最低生活費は、世帯主や扶養者の年齢、居住地などの状況に応じて適用される各種の生活保護を、世帯単位で合計した額であるとし、以下の4世帯、すなわち、夫婦2人世帯（世帯主およびその配偶者は41歳から59歳、子供がそれぞれ14歳、17歳）夫婦1人世帯（世帯主およびその配偶者は41歳から59歳、子供が14歳）夫婦世帯（世帯主およびその配偶者は20歳から40歳）単身世帯（20歳から40歳）を、6種類すべての生活保護基準上の級地に適用することによって、24ケースの最低生活費を計算し、これと各世帯毎の課税最低限を比較している。その結果、給与所得控除、社会保険料控除を加えた現在の課税最低限は、最低生活費を保証するのに十分な水準にあるとの結論に至っている。しかしながら、課税最低限と最低生活費の比較を行う場合には、給与所得控除や社会保険料控除を考慮するのは無理があるとして、基礎的な人的控除と最低生活費とを比較している。そして、その結果は、先の24ケース全てのケースで、基礎的な人的控除が最低生活費を下回っていると結論付けている。とりわけ、単身世帯での下回り方が著しく、全ての級地において基礎的な人的控除の水準は最低生活費の半分以下となっているとし、課税最低限は、総額では最低生活費を保証するのに十分な水準であるものの、基礎的な人的控除だけでは、最低生活費を全く保証できない低い水準にとどまっているとしている（蜂屋勝弘〔2001〕40～44ページ）。

このように、課税最低限の構成を基礎的な人的控除に限った場合、所得課税における最低生活費保証額は、生活保護基準に比較して低い水準であることがわかる。

- 15 アメリカにおける夫婦2人世帯を除く。
- 16 同様に、配偶者特別控除（上乘せ部分）がない場合の、夫婦2人世帯における日本の課税最低限の水準は、同世帯類型の下におけるアメリカの課税最低限の水準よりも高い水準にある。
- 17 アメリカにおける勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：EITC）は、低所得勤労者を対象と

した所得補助制度である。この制度は、租税という形式はとってはいるが、連邦所得税法を用いた所得移転制度の一種と位置づけられ、低所得勤労者である納税者の連邦所得税負担額を減少させるだけにとどまらず、控除額が所得税額を超過する場合には現金による賃金補助の役割も果たす。また、所得がある一定限度を越えた時点で税額控除は消失し始め、一定の時点で完全になくなる。控除額の変化は、勤労所得額の増加に応じて逦増、定額、消失の3段階に分かれる。受給要件は、1年以内の勤労所得がある、資産所得が2,550ドル(2002年)を超えない、既婚者である場合は共同申告を選択していなければならない、等である。受給額は勤労所得と扶養している子の数に応じて決まる。扶養している子は、19歳未満もしくは24歳未満の学生、半年以上国内で同居、納税者の実子またはその直系卑属、継子、里子でなければならない、という要件を満たす必要がある。勤労税額控除は、導入当初、子女を扶養する世帯のみを対象としていたが、1993年包括財政調整法で税額控除の金額・控除率の引上げに加えて、子女を有しない者にまで適用範囲を拡大した。家族形態によりEITCの額は異なる。(a)扶養している子がいない場合の上限は376ドル(2002年)、(b)扶養している子が1人の場合の上限は2,506ドル(2002年)、(c)扶養している子が2人以上の場合の上限は4,140ドル(2002年)となっている(岩田陽子〔2002〕75ページ)。

- 18 イギリスにおける就労世帯税額控除(Working Family Tax Credit: WFTC)は、アメリカのEITCを参考にして設計された制度であり、就労や資産を給付条件とするなど、制度の根幹となる部分で共通点を有している。給付条件は、子を養育している、週16時間以上働く成人がいる、貯蓄残高が8,000ポンド以下である、などの条件を満たす世帯であることである。WFTCは、基本手当、30時間手当、子供手当、保育手当、の4つの手当で構成される。給付額は、世帯の税・社会保険料支払後所得が支給基準額(週92.9ポンド)より少ない場合、からの合計額となり、支給基準額より多い場合、超過額1ポンドあたり55ペンスを合計額から減額した額となる。貯蓄額が3,000ポンドを超える場合、給付額は、超過貯蓄額250ポンドにつき1ポンドずつ減額される。基本手当は、週59ポンドが世帯に支給される。30時間手当は、親が週30時間就労した場合には週11.45ポンド支給される。子供手当は、子供が15歳以下の場合、週26ポンド、16歳から18歳以下の場合、週26.75ポンド支給される。保育手当は、子供の保育費用に対する所得補助で、週135ポンド(子供1人)、週200ポンド(子供2人以上)を上限に、保育施設等への支払の70%が支給される。WFTCは、所得が基準額を超えても、所得の増大分の一定割合が手元に残る制度を採用した点に特徴がある(岩田陽子〔2002〕77ページ)。

#### [参考文献]

- 阿部武光〔2002〕『図解 所得税』大蔵財務協会  
池上惇〔2002〕『財政思想史』有斐閣  
池田篤彦〔2001〕『図説日本の税制』財経詳報社  
岩崎勇、小松哲〔2002〕『所得税法の解説 三訂版』一橋出版  
岩田陽子〔2002〕「欧米主要国の人的控除と課税最低限」国立国会図書館調査立法考査局編『レファレンス』平成14年6月号  
上田勝美〔2000〕「生存権の性格 - 朝日訴訟」有斐閣『別冊ジュリスト 憲法判例百選』第155号  
植田卓〔2000〕「誌上税務審議 - 基礎的人的控除の簡素化 (Opinion)」日本税務研究センター『税研』Vol.16/no.2 93号  
植松守雄〔1995〕「税制改革断想(10)(11) - 所得課税のイロージョンと不公平税制是正 -」『税経通信』第50巻第8、10号、通巻697、699号  
大蔵省財政史室編〔1990〕『昭和財政史 - 昭和27~48年度 第6巻 租税』東洋経済新報社  
大阪市立大学経済研究所編集〔2000〕『経済学辞典 第3版』岩波書店  
大島襄〔2000〕『アメリカ税金の基礎知識 2000年版』里文出版  
大田弘子〔2002〕『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社  
金子宏〔2001〕『租税法辞典』中央経済社  
〔2002〕『租税法 第8版増補版』弘文堂  
〔2003〕「総説 - 所得税における所得控除の研究」日本税務研究センター『所得控除の研究』日税研論集第52巻  
金子宏編著〔2001〕『二訂版 所得税の理論と課題』税務経理協会



- 金子宏、水野勝、宮島洋〔2003〕「特別鼎談 税制調査会の中期答申をめぐって」税務経理協会『税経通信』第58巻第10号通巻823号
- 監査法人トーマツ〔2002〕『欧州主要国の税法』中央経済社
- 岸田貞夫〔2003〕「人的控除の整理とあり方」税務経理協会『税経通信』第58巻第1号通巻814号
- 北野弘久〔1988〕『税法原論〔第二版〕』青林書院
- 〔1992〕『現代税法事典 第2版』中央経済社
- クラウディア・スコット〔1999〕古郡鞆子翻訳『女性と税制』東洋経済新報社
- 倉持孝司〔2000〕「所得税の課税最低限と生存権 - 総評サラリーマン税金訴訟」有斐閣『別冊ジュリスト 憲法判例百選』第155号
- 国税庁〔2002〕『源泉徴収のあらまし』
- 〔2003〕『平成15年分 年末調整のしかた』
- 財務省財務総合政策研究所編〔2003〕『財政金融統計月報 租税特集』第612号
- サイモン・ジェームズ、クリストファー・ノブズ〔1996〕日向寺純雄監訳『課税の経済学』勁草書房
- 酒井興子〔2002〕「配偶者控除と帰属所得」『税理士界』第1174号
- 佐々木潤子〔1997 - A〕「所得税法における課税最低限と最低生活費（一）」民商法雑誌117巻第1号
- 〔1997 - B〕「所得税法における課税最低限と最低生活費（二・完）」民商法雑誌11巻第2号
- 佐藤英明〔2000〕「誌上税務審議 - 基礎的人的控除の簡素化（Comment）」日本税務研究・センター『税研』Vol.16/no.3 94号
- 〔2003〕「配偶者控除および配偶者特別控除の検討」日本税務研究センター『所得控除の研究』日税研論集第52巻
- 重森暁、鶴田廣巳、植田和弘〔2003〕『Basic 現代財政学（新版）』有斐閣ブックス
- 渋谷雅弘〔2003〕「社会保険料控除」日本税務研究センター『所得控除の研究』日税研論集第52巻
- 自由民主党〔2002〕「平成15年度税制改正大綱」
- 税制調査会〔1986〕「税制の抜本的見直しについての答申」日本租税研究協会『租税研究』第445号
- 〔2000〕「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」
- 〔2002 - A〕「あるべき税制の構築に向けた基本方針」
- 〔2002 - B〕「『税についての対話集会』のまとめ」
- 〔2002 - C〕「『あるべき税制』の実現に向けた議論の中間整理」
- 〔2002 - D〕「平成15年度における税制改革についての答申 - あるべき税制の構築に向けて - 」
- 〔2002 - E〕「答申に盛り込まれていない主な意見」
- 〔2003 - A〕「少子・高齢社会における税制のあり方」
- 〔2003 - B〕「答申に盛り込まれていない主な意見」
- 〔2003 - C〕「参考資料」
- 〔2003 - D〕「税制調査会海外視察報告（スウェーデン、デンマーク）」
- 全国婦人税理士連盟編〔1994〕『配偶者控除なんかいらぬ』日本評論社
- 大和証券〔2002〕『税金読本』大和証券株式会社
- 田中治〔1995〕「扶養控除等の法的性格とその適用の可否」日本税務研究センター『税務事例研究』第23号
- 〔2002〕「個人所得課税改革のあり方」税務経理協会『税経通信』第57巻第12号通巻809号
- 内閣府編〔2002〕『平成14年版 経済財政白書 - 改革なくして成長なし - 』財務省印刷局
- 中里実〔2003 - A〕「所得控除制度の経済学的意義」日本税務研究センター『所得控除の研究』日税研論集第52巻
- 〔2003 - B〕「法人課税のあり方 - 『デフレ下の法人課税改革』を執筆して」有斐閣『書齋の窓』2003年5月号
- 日本経済新聞社編〔2002〕『税をただす - なにが活力を奪っているのか』日本経済新聞社
- 日本税理士会連合会、中央経済社編〔2001〕『所得税法規集（平成13年7月4日現在）』中央経済社
- 〔2003〕『所得税法規集（平成15年6月1日現在）』中央経済社
- 根岸毅宏〔1999〕「アメリカのEITCの政策的意義と問題点 - 税制を通じた所得保障の具体例として - 」
- 国学院大学経済学会『国学院経済学』第48巻第1号

- 能勢哲也〔1999〕『現代財政学〔補訂版〕』有斐閣ブックス
- 野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利〔2001〕『憲法（第3版）』有斐閣
- 野水鶴雄〔2003〕『要説所得税法』税務経理協会
- 蜂屋勝弘〔2001〕「課税最低限の水準に関する一考察 - 税額還付型所得補助制度を視野に入れて - 」日本総合研究所『Japan Research Review』2001. 2月号
- 林大造〔1968〕『所得税の基本問題』税務経理協会
- 林宏昭〔1996〕「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」財団法人納税協会連合会『総合税制研究』No.4
- 〔2000〕「課税最低限と税率構造」税務経理協会『税経通信 臨時増刊』第55巻第12号通巻779号
- 判例六法編修委員会編〔2003〕『コンサイス判例六法』三省堂
- 飛田英子〔2002〕「配偶者控除の在り方と少子化・子育て対策 - 望まれる一体的視点からの見直し - 」日本総合研究所『Japan Research Review』2002. 9月号
- 藤岡純一〔1994〕「課税最低限 - 財政学からの問題提起 - 」日本租税理論学会『課税最低限 租税理論研究叢書4』谷沢書房
- 藤田良一〔2001〕『所得税法の要点整理』中央経済社
- 古谷泉生〔2003〕「配偶者控除のマイクロ・シミュレーション」財務省財務総合政策研究所研究部 PRI Discussion Paper Series (No.03A-23)
- 堀野富士夫〔2002〕『所得税の確定申告の手引』清文社
- 三木義一〔1994〕「課税最低限 - 法的側面からの問題提起 - 」日本租税理論学会『課税最低限 租税理論研究叢書4』谷沢書房
- 水野勝〔1987〕「昭和62年度の税制改正の大綱について」日本租税研究協会『租税研究』第448号
- 宮口定雄〔2003〕『平成15年度版 税務ハンドブック』コントロール社
- 宮本憲一、鶴田廣巳〔2002〕『所得税の理論と思想』税務経理協会
- 村山達雄〔1961〕「昭和三十六年度税制改正について」日本租税研究協会『租税研究』第130号
- 八巻節夫〔2002〕「政府税調基本方針を納税者の視点から読む」ぎょうせい『税理』第45巻第10号
- 吉田和男〔2000〕『21世紀日本のための税制改正（所得税の改革）』大蔵財務協会
- 吉村典久〔1991〕「所得控除と応能負担原則 - 所得税法における主観的担税力の考慮 - 」金子宏（編者）『所得課税の研究』有斐閣
- 水野忠恒〔2003〕「所得控除と憲法問題」日本税務研究センター『所得控除の研究』日税研論集第52巻
- 泉美之松〔1960〕「昭和三十六年度税制改正 税制調査会の答申要綱について」日本租税研究協会『租税研究』第128号
- 〔1976〕『税についての基礎知識』税務経理協会
- 藤田晴〔1992〕『所得税の基礎理論』中央経済社
- 〔2003〕「所得課税のあり方 - 控除制度を中心として - 」税務経理協会『税経通信』第58巻第11号通巻824号
- 畠山武道、渡辺充〔2000〕『新版租税法』青林書院

(インターネットで集めた文献・資料についてはURLとアクセスした年月を付す。)

・ <http://www5.cao.go.jp/keizai3/2002/1216seisakukoka15-z1.pdf>〔2003年11月〕